

(令和6年8月1日制定)

令和6年度高梁市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、令和6年度高梁市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 調整給付金は、前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者等)

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に登録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

- 3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

- (1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

- (2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年8月1日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。ただし、扶養控除等の調査対象者及び住民登録外課税者については、この限りでない。

（受給権者）

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（プッシュ型による支給方式）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第3条に規定する支給対象者に対して、調整給付金支給のお知らせ（様式第1号）により調整給付金の支給の申込みを行うことができる。

- (1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令

和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、公的給付支給等口座情報を取得できた者

- (2) 低所得世帯生活支援特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、特別定額給付金等の過去の給付金の振込口座情報を取得できた者

2 前項による支給対象者は、次の各号に該当する場合には、市長が別に定める日までに申し出ることにより、第7条に規定する支給方式に変更することができる。

- (1) 給付を辞退する場合
- (2) 振込口座を変更する場合
- (3) 数値について重大な相違を認める場合
(確認書等による支給方式)

第7条 前条第1項に該当しない者であって、調整給付金の支給を受けようとするものは、調整給付金支給確認書(第2号様式。以下「確認書」という。)を提出するものとする。

2 確認書の提出は、本市に提出することにより行い、支給は確認書の提出者(以下「提出者」という。)から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。ただし、提出者が金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に居住している等の理由により支給が困難な場合は、市長が別に定める方法により支給するものとする。

3 提出者は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金支給確認書送付先変更届(様式第3号。以下「届出書」という。)の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

(代理による確認書の提出等及び受給)

第8条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書又は届出書(以下「確認書等」という。)の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則

として委任状を提出する。また、この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 市長は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書提出等の期限)

第9条 確認書の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 確認書の提出期限は、令和6年10月31日とし、届出書の提出期限は、届出書の提出期日欄に記載された年月日とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第6条第2項による申出がないときは、速やかに支給を決定し、当該支給対象者に対し、調整給付金を支給する。

- 2 市長は、第7条の規定による、確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、調整給付金を支給する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、市民への周知を行う。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

- 2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 15 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

住所
氏名

様

高梁市長

公印

調整給付金 支給のお知らせ

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法

支給日 令和 年 月 日（ ）

支給口座

〇〇銀行〇〇支店 普通*****（口座名義）

支給額 〇〇万円

（1）調整給付金の支給額及び算出式（事務処理基準日： 年 月 日）

所得税	定額減税可能額 （3万円×（本人＋扶養親族数））	令和6年分 推計所得税額	控除不足額（①）
	円 - 円 = 円（＜0の場合は0）		
住民税 所得割	定額減税可能額 （1万円×（本人＋扶養親族数））	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額（②）
	円 - 円 = 円（＜0の場合は0）		
調整給付金	所得税分の 控除不足額（①）	住民税所得割分の 控除不足額（②）	控除不足額 計（③） （①＋②）
	円 + 円 = 円		
			調整給付金支給額 （上記③を1万円単位に切上げ）
			万円

注）「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定**です。

※**令和6年中に市区町村外に転居される方又は転居された方は**、この支給のお知らせが追加給付に際して必要となることあるため、**大切に保管ください**。

※修正申告等により、新たに他の給付金の要件に該当することとなり、その給付を受けようとする場合は、調整給付金の返還が必要です。

なお、**下記のいずれかに該当する場合は、令和 年 月 日（ ）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください**。
必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

○本支給金を受給しない場合

○記載の振込口座が凍結されているなど、やむを得ない事情で振込口座を変更する場合

○各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先

高梁市役所 税務課 市民税係

☎0866-21-0214

住所

氏名

様

高梁市長

公印

調整給付金 支給確認書

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

内容を確認して、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

確認書提出期限 令和 年 月 日（ ）※消印有効

（1）調整給付金の支給額及び算出式（事務処理基準日： 年 月 日）

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 推計所得税額	控除不足額 (①)
	円 -	円 =	円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	円 -	円 =	円 (<0の場合は0)
調整給付 金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③) (①+②)
	円 +	円 =	円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ) 万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に市区町村外に転居される方又は転居された方は、この支給確認書が追加給付に際して必要となることあるため、写し（コピー）を取って大切に保管してください。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※修正申告等により、新たに他の給付金の要件に該当することとなり、その給付を受けようとする場合は、調整給付金の返還が必要です。

上記の提出期限までに提出がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

意図的に虚偽の確認をした場合は、返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）に✓を入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

裏面も必ずご確認ください

お問い合わせ先

高梁市役所 税務課 市民税係

☎0866-21-0214

様式第2号（第7条関係）※裏面

（2）給付金の振込先口座

☐ ②下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください）

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名		支店名		分類	口座番号		口座名義(カナ)	
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協		本・支店 本・支所 出張所		1 普通 2 当座	※右詰めでお書き下さい		※通帳の表記に合わせて下さい	
金融機関番号		店番号						
ゆうちょ銀行		通帳記号			通帳番号		口座名義(カナ)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		〔 6桁目がある場合は※欄にご記入下さい 〕			※右詰めでご記入下さい		※通帳の表記に合わせて下さい	
		1 0 ※						

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、高梁市役所税務課市民税係（0866-21-0214）までお問い合わせください。

（3）本人確認書類等の貼り付けについて ※下欄（枠内）に確認書類をのりづけしてください。

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）
（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関確認書類

※「（2）給付金の振込先口座」の【受取口座記入欄】に記入した口座の確認書類
（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

（4）代理人について

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人住所	
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		日中に連絡可能な電話番号 ()		
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の (確認・請求 受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			本人氏名	署名	

（5）誓約について ※必ず記入してください。

上記記載内容に異議ありません。

氏名 (署名)	確認日	令和 年 月 日	連絡先 電話番号
------------	-----	----------	-------------

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

調整給付金 支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

支給市区町村 (令和6年度個人住民税の課税市区町村)
高梁市長 殿

受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
様式第2号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、高梁市において給付要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男	明治・大正・昭和・平成	
	女	年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男	明治・大正・昭和・平成	
			女	年 月 日	電話 () 署名
上記の者を代理人と認め、 調整給付金支給確認書送付先変更届の提出を委任します。				本人氏名	

提出書類

☐ 『調整給付金 支給確認書 送付先変更届』

※必要事項をご記入ください。

☐ 変更後の送付先(本様式上部)

☐ 署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人) 確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー) (いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付